

骨子案に対する皆さまのご意見をお聞かせください

船橋市では、児童福祉施設（助産施設・母子生活支援施設及び保育所に限る。）の設備及び運営に関する基準を定めるため、「船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」の制定準備を進めています。

この条例の制定にあたって、広く市民の皆さまからのご意見を募集します。

1 資料の閲覧及び意見募集期間

平成24年9月18日（火）～10月17日（水）

2 資料の閲覧方法

- ・船橋市役所子育て支援部 児童家庭課・保育課（市役所3階）
- ・行政資料室（市役所11階）
- ・出張所、船橋駅前総合窓口センター
- ・船橋市ホームページ

3 対象者

市内に住所を有する方、市内に通勤又は通学する方、市内に事務所又は事業所を有する方、その他この案に関し利害関係を有する方

4 提出方法

下記の提出先へ郵送、FAX、電子メールまたは持参にて提出してください。

※電子メールでご意見をご提出いただく際、題名は「児童福祉施設の設備及び運営に係る基準に関する意見」としてください。

※様式は問いませんが、別紙様式（3ページを参照）をご利用いただくこともできます。記述は日本語でお願いします。

5 提出先

○助産施設・母子生活支援施設について

| | |
|--------|--|
| 課名 | 船橋市子育て支援部児童家庭課（市役所3階） |
| 住所 | 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 |
| FAX | 047-436-2315 |
| E-Mail | jidokatei@city.funabashi.chiba.jp |

○保育所について

| | |
|--------|--|
| 課名 | 船橋市子育て支援部保育課（市役所3階） |
| 住所 | 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 |
| FAX | 047-436-2332 |
| E-Mail | hoiku@city.funabashi.chiba.jp |

○施設に共通する事項について

児童家庭課・保育課のいずれでもお受けいたします。

6 留意事項

- 意見提出にあたっては、住所及び氏名（団体の場合は、所在地及び団体名）を必ず記載してください。また、内容についてお尋ねすることがありますので、電話番号等の連絡先を併せてご記入ください。なお、ご記載いただいた個人情報、この目的以外には使用いたしません。
- この手続きは、案件に対する具体的なお意見を収集するもので、賛否を問うものではありません。

7 提出いただいた意見の取扱い

- 提出いただいたご意見は、内容ごとに整理・分類したうえで、これに対する市の考えとともに後日公表いたします。
- 個々のご意見に対して、直接、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- 意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外（住所・氏名等）は公表いたしません。

8 問合せ先

助産施設・母子生活支援施設について

子育て支援部児童家庭課（TEL 047-436-2407・3316）

保育所について

子育て支援部保育課（TEL 047-436-2338）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（骨子案）に対する意見

| | | | |
|--|---|------|--|
| 住所（所在地） | | | |
| 氏名（団体名） | | 電話番号 | |
| 市外の方は、右欄の該当する箇所をチェックしてください。 | <input type="checkbox"/> 市内に事務所・事業所を有する。 <input type="checkbox"/> 市内に通勤・通学している。 <input type="checkbox"/> この案に利害関係がある。 | | |
| <p>【意見】</p> <p><u>助産施設・母子生活支援施設・保育所・全般的なこと</u> について</p> <p style="text-align: right;">（※当てはまる項目に○をしてください。）</p> | | | |

【締め切り】 平成24年10月17日（水）必着
 【送付先】 〒273-8501
 船橋市湊町2-10-25
 船橋市健康福祉局 子育て支援部 児童家庭課・保育課
 【FAX番号】 047-436-2315（児童家庭課）
 047-436-2332（保育課）
 【E-Mail】 jidokatei@city.funabashi.chiba.jp（児童家庭課）
hoiku@city.funabashi.chiba.jp（保育課）